

ケアハウス みのり ご利用案内（重要事項説明書）

当ケアハウスをご入居されるにあたり、このご利用案内をお読みください。内容の一部は、社会的状況やご入居の方々とのお話し合い（別記ケアハウスみのり運営懇談会細則をご参照ください。）により変更させていただく場合がございます。皆さまに快適な毎日をお過ごしいただけるよう職員一同努力しておりますが、ご不明な点、ご不審な点、行き届きの点等がございましたら、お気軽に1階の事務所にお尋ねください。

ご利用料金について

（1）サービスの提供に要する費用（事務費）

ご本人の前年の収入により月額10,000円～75,600円（18階層）まであり、毎年7月に見直しを行います。

（2）食材料費及び共用部分に係る水道光熱費（生活費）

月額44,512円ですが、知事通達で変更する場合があります。

（3）居住に要する費用（管理費）は月額25,208円です。

（4）冬季加算費用として、毎年11月から3月までは、月額2,283円徴収させていただきます。

（注）①月途中の入退居の場合は日割り計算します。

②二人部屋をご利用の場合は事務所までお問い合わせください。

③お支払いは、月額利用料を当月分として翌月20日までにお支払いください。詳しくは管理規程をご覧ください。

④頭金・敷金は一切不要です。

ご用意していただく家具、電化製品、生活用品などについて

専用居室には洋式個室22室・和式個室12室・和洋式二人室3室の3種類あります。各居室とも収納庫、収納棚、電磁式調理台、小型冷蔵庫、照明器具、冷暖房空調機器などは備え付けておりますが、和式個室以外はベッドが必要です。

①衣類、寝具、食器・調理用具、洗面用具、上履き（全館土足禁）などの必需品を各自でご用意ください。

②椅子、テーブル、座卓なども居室の種類とお好みに応じて、また、ラジオ、テレビ（BS・地上波デジタル放送用の共同アンテナも設置）、湯沸しポットなどは必要に応じて各自でご用意ください。

③居室には、入口に目隠しカーテンと窓側にドレープカーテン・レースカーテンが備え付けられています。目隠しカーテンの代わりにのれんをかける居室も少数ご用意しています（のれんの場合は各自でご用意ください）。なお、お好みのカーテンへの取り替えはご自由ですが、防炎性のものをご用意ください。費用は各自でご負担ください。

尚、家具等設置の際のクギ・ネジ・フック（粘着性）等建物設備に損傷をきたすものについてはご遠慮下さい。

居室の鍵について

ご入居時に専用居室の入口の鍵2個をお渡しします。（「預り証」を提出していただきます）大切に管理してください。もし、1個でも紛失された場合には、保安上、直ちに事務所ご連絡ください。5階展望浴室のご利用の際、大浴室の脱衣場に鍵付きの貴重品入れをご用意しておりますのでご利用ください。

なお、退居される時には、入居時にお渡しした鍵2個の返却をお願いします。

居室の電気、水道、電話などのご使用について

- (1) 電気：お申し込みは中部電力大垣営業所へ（TEL 0120-985920）
電気容量は30A。メーターは各居室別にあり、中部電力が検針し各居室宛に請求書が届きますので各自お支払ください。
- (2) 水道：毎月、各居室のご使用量（事務室内に設置の水道メーターによる）をもとに、ご使用料金を美濃里事務所よりご請求します。
- (3) 電話：居室に電話をひかれる場合、NTTであればお申し込みは116（局番なし）です。他社へのお申し込みもご自由です。設置料・契約料・使用料は各自のご負担となります。
事務所受付窓口に通話料金表示の電話がありますのでご利用ください。

お食事、酒類、喫茶、自販機、喫煙などについて

- (1) お食事は2階の食堂でお願いします。
- (2) お食事の時間
 - 朝食 午前7時～午前8時
 - 昼食 正午～午後1時
 - 夕食 午後5時半～午後7時
- (3) お食事が不要となられた場合について
欠食は下記の時間までに厨房カウンターにある「欠食届」に記入して厨房事務所に提出して下さい。（委託給食業者 内線電話224・225）
欠食届提出締切時間
 - 朝食 前日の午後6時まで
 - 昼食 当日の午前9時30分まで
 - 夕食 当日の午後2時30分まで

この時刻以降の欠食届の提出は無効となりますのでご注意下さい。

欠食の際は、下記食材費相当額を翌月のご利用料請求時に精算させて頂きます。

朝食：150円 昼食：300円 夕食：300円
- (4) 居室への配膳・下膳
体調が思わしくない場合は、居室への配膳と下膳をさせていただきますので厨房事務室（食堂に隣接）にご連絡ください。
- (5) 治療食・粥食のご提供
減塩食、糖尿病食などの治療食は、主治医の指示によりご提供させていただきます。但し、朝食50円、昼食100円、夕食100円の税込加算となります。また、体調が不良でお粥を希望される場合には、加算なしでご用意させていただきます。いずれも、前もって厨房事務室にお申し込みください。
- (6) お食事時の酒類などのご注文
ビール、日本酒、などをご用意しております。厨房職員にご用命ください。なお、別途費用となります。

(7) 喫茶

2階食堂(正午～午後2時、厨房職員にて対応)をご利用ください。なお、別途費用となります。

(8) 自動販売機

1階談話室に清涼飲料水などの自販機を設置しております。なお、酒類・たばこの自販機はありません。

(9) 喫煙コーナー

専用居室を含めて全館禁煙となっております。ただし、屋外に喫煙コーナーを設けていますのでご利用ください。

ご入浴について

5階に濃尾平野が一望できる大小の展望浴室がございます。

大浴室（毎日） 早湯：午後3時～午後5時 遅湯：午後5時～午後8時

早湯と遅湯は隔週で男女交替としますが、季節や男女構成により時間が変更となる場合があります。また、小浴室を家族風呂としてご利用いただく場合や、介助浴として利用されるときは、事務所までご連絡ください。

流し・洗面・トイレについて

流し、洗面所は温湯が使用できます。トイレはウォシュレット仕様になっています。

レクリエーションについて

初詣、お花見、夏祭り、クリスマス、餅つきなど四季折々の行事の他、話のひろば、映写会、押し花、お茶など各種のレクリエーションを定期的にサポートいたします。お気軽にご参加ください。一部費用負担が必要な場合は事前にお知らせします。

理美容について

5階に理美容室をご用意していますのでご希望の方は事務室にお申し込みください。

理美容師が原則月4回出張営業します。利用料金は下記のとおりです。

カット（洗髪込み）	2,700円
カットのみ	1,700円
パーマ（カット、洗髪込み）	5,700円
毛染（カット、洗髪込み）	5,700円
洗髪	1,000円
顔剃り	1,100円

洗濯・クリーニングについて

(1) 物干し場付きの洗濯室が各階にございますのでご利用ください。

- ・コイン式洗濯機2台 : 1回200円（洗剤・柔軟剤込み）、
- ・洗濯機乾燥機1台 : 40分で100円

(注) 居室のベランダ柵への干し物は景観上ご遠慮下さい。

(2) 複数のクリーニング業者の出入りを許可しています。各自でご注文ください。

2階の教養娯楽室のご利用について

- (1) グループ活動などにご利用ください。前もって、事務所へお申し込みください。
- (2) ご家族・知人の方の宿泊にもご利用していただけます。
- ・ご使用料：1人 2, 500円（税込）
一人増すごとにプラス1, 000円（小学生は半額）、乳幼児は無料です。
 - ・お食事代：朝食350円・昼食650円・夕食650円（税込）
 - ・ご利用時間：午後3時～翌日午前10時
- 入浴は大浴室をご利用ください。小浴室を希望される場合は事務所までご連絡ください。料金は不要です。
- (3) ご利用を希望される方は、『施設利用申請書』（第6号様式）を事前に事務所へご提出ください。

多目的室のご利用について

さくら1階に多目的室があります。皆さまのご要望をお聞きしながら調理実習、生け花、書道などの各種講師を手配します。ご利用ください。なお、講師料、材料費などは各自の負担となります。また、入居の方々や地域の方々の自発的なご利用にあたっては、前もって「利用申込書」を事務所まで提出していただきます。

談話娯楽コーナーのご利用について

さくら1階に談話娯楽コーナーがあります。テレビ、有料のマッサージチェアなどを用意しております。くつろぎのひと時をお過ごしください。

雑誌、新聞などのご購読について

雑誌、新聞などの定期購読は、各自でご契約をお願いします。玄関ホールに入居者毎の郵便受が設置しておりますので、ここに書物等配達されます。

門限・消灯について

施設の玄関入口の開錠は、4月～9月は午前5時、10月～3月は午前6時に行います。施錠は年間を通して午後10時とします。この時間以外の開錠は、警備員にご連絡ください。廊下などの共用部分の消灯は午後10時です。

ナースコールについて

居室、居室内トイレ、大小展望風呂、食堂、共用トイレなどにナースコールが設置されております。緊急時やご気分が不快な時には、ご遠慮なくご使用ください。昼間は事務所に、夜間は警備員に連絡できます。なお、居室のナースコールは事務所（夜間は警備員）と通話可能ですが、緊急以外の使用はお控えください。

外泊について

外泊をされる方は、「外泊届」（第7号様式）をご提出ください。遠方への外出・散歩・買物、デイサービス利用などで外出される際は、事務所に連絡ください。

買物などの外出について

週2回（原則 火・金曜日）近隣のスーパーなどへの無料送迎を行います。

午前10時にケアハウス玄関前を出発します。

ゴミについて

ゴミは建物西側の給水タンク横のゴミ庫に分別してお出しください。その場合、さくら1階ゴミだし通用口をご利用下さい。分別は下記の通りです。

アルミ缶・スチール缶・ビン類・燃えるゴミ（含むペットボトル）、不燃物
新聞・雑誌・ダンボール類（紐でくくってください）

専用収納庫の使用料について

季節外れの衣類の整理収納などに、ケアハウス倉庫内の専用収納庫（90cm立方、鍵付き）をご利用ください。ご使用料は1ヶ月800円（税込）です。

ペットについて

施設内でのペット飼育は、近隣に迷惑となりますのでご遠慮ください。

駐車場について

自家用車持参でご入居の方は、専用駐車場（税込月額3,000円）をご利用ください。自転車、バイクなどは指定の駐輪場（無料）に置いてください。

居室内各種清掃について

居室内のトイレ・キッチン・洗面所・床・エアコンなどの清掃を業者に委託しています。年2回程度行いますのでご希望があれば事務所までお申し込みください。清掃内容と料金は別途ご案内いたします。清掃が急に必要になった時は、その都度申し込まれても差し支えありません。

医療・介護サービスについて

（1）健康管理

- ① 年1回、法で定められた胸部X線検査を含む定期健康診断を実施します。
- ② 月1回、看護師等による健康相談と血圧・脈拍・体温の測定を行います。
- ③ 協力医療機関（博愛会病院・はくあい内科クリニック）を受診の際は送迎します。

（2）生活相談・生活支援

- ① 生活相談員が生活相談や介護保険に関する相談に対応させていただきます。
- ② 介護保険サービスのご利用相談につきましては、ケアマネージャーをご紹介させていただきます。

退居の際には

退居時には、退居届（第5号様式）を提出していただきます。退出後はカーテンのクリーニング、居室内の清掃、ワックス掛け等ハウスクリーニングを業者に委託します。これらの費用の負担をお願いします。また、故意や重大な過失により居室内の建具、設備、備品等に損傷が生じた場合は職員立会い確認合意のうえ修繕し、その費用をお支払いいただきます。

非常災害時の対応について

火災・地震・風水害の緊急時には建物北側の駐車場に速やかに避難して下さい。避難路は建物西南角のスベリ台、階段（2ヶ所）をご利用ください。エレベーターは停止することがありますので使用は控えてください。また、ベランダの居室間の仕切り柵は上に持ち上げて容易に取り外すことが出来ます。

施設では、年2回、防災計画をたてて初期消火訓練、避難訓練を実施します。その際には、ご協力お願いします。

緊急時の対応について

施設内での病状の急変や事故の場合はすみやかにナースコール等で事務所（夜間は警備員）までご連絡ください。事務所はご家族や関係者に連絡するとともに、救急搬送、入院等の必要な措置を講じます。

守秘義務について

施設の職員は、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保守します。また、退居後においてもこれからのお秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

賠償責任について

施設の責任により生じた損害についてはその損害を賠償致します。ただし、ご利用者に故意又は過失が認められる場合は利用者の置かれた心身の状況を斟酌して賠償額を減じる場合があります。自己責任の損害については、施設は賠償の責を負いません。又、天災、地変などの不可抗力及び火災、盗難、暴動あるいは外出中の不慮の事故などによる受傷、損害、災難などについては賠償責任を負いません。

修繕について

電球・蛍光灯の取替え、カーテンクリーニングなど自然消耗的な修繕は、各自の負担で行ってください。

但し、電球・蛍光灯は入居後6ヶ月未満で切れた場合は施設負担とします。

苦情申出窓口について

当施設では、ご入居者からの苦情に適切に対処する体制を整え、苦情解決に努めていますのでお知らせします。

- | | | |
|-------------|-------|--------------------|
| (1) 苦情解決責任者 | 木村 和義 | (施設長) |
| 苦情受付担当者 | 沖田 里美 | (看護師) |
| 第三者委員 | 永澤 幸男 | (TEL 0584-22-2662) |
| | 桐山 浩治 | (TEL 0584-22-1838) |

- (2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面談、電話、書面などにより苦情受付担当者がいつでも対応いたします。なお、第三者委員に直接苦情をお申し出になられることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情お申し出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。第三者委員は、お申し出人に対して報告を受けた旨をご通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情お申し出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、お申し出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次の要領で行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整・助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

（3）運営適正化委員会への紹介

施設で解決できない苦情は、岐阜県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会（TEL 058-278-5136）にお申し立ていただけます。

改訂	平成19年 6月 1日	治療食・第三者委員
	平成21年 1月 13日	職員体制、利用料金、緊急時の対応等重要事項説明書として追加
	平成21年 2月 12日	非常災害時の対応について補完
	平成21年 3月 18日	賠償責任・緊急時の対応の追加
	平成21年 9月 1日	苦情受付担当者変更
	平成23年 1月 1日	賠償責任の項一部追加・多目的室・談話娛樂コーナーのご利用について追加
	平成23年 8月 14日	第三者委員変更
	平成24年 1月 11日	ランドリー費用変更・居室各清掃追加
	平成25年 1月 1日	修繕について
	平成27年 4月 1日	生活費の改定、職員体制の削除及び条項見直し
	令和 3年 1月 1日	修繕費及び喫煙コーナーについて見直し
	令和 5年 7月 1日	第三者委員変更
	令和 5年 10月 1日	施設長変更